

質問・回答書

業務名 : 磐越自動車道 尾野本橋他1橋基本詳細設計、長谷川橋他1橋基本詳細設計

番号	質問	回答
1	<p>「磐越自動車道 長谷川橋他1橋基本詳細設計」の金抜設計書の技術業務直接経費に「構造物設計 電算機使用料（下部工） 特殊作業台」の項目がありますが、技術業務直接人件費並びに特記仕様書に「特殊作業台」の記載がございません。この直接経費の「構造物設計 電算機使用料（下部工） 特殊作業台」は計上してよいものでしょうか。</p> <p>また、技術業務直接人件費の項目に「仮設構造物設計 アンカー土留工」がありますが、技術業務直接経費に項目がございません。当初契約では計上されないのでしょうか。</p> <p>金抜設計書が変更になった場合は、参考業務規模も変更になるのでしょうか。</p>	<p>「特殊作業台」に関する設計はありませんので、電算機使用料の項目を金抜設計書より削除します。</p> <p>また、「仮設構造物設計 アンカー土留工」の電算機使用料の項目を金抜設計書に追加いたします。</p> <p>後日、訂正公告いたします。</p> <p>なお、業務参考規模の変更はございません。</p>
2	<p>「磐越自動車道 尾野本橋他1橋基本詳細設計」「磐越自動車道 長谷川橋他1橋基本詳細設計」のどちらについても技術業務直接人件費の項目に「附帯工設計 擁壁工設計 詳細設計 逆T式擁壁」がありますが、技術業務直接経費の項目に電算機使用料の項目がございません。調査等積算基準書には直接人件費の2%を計上と記載されております。当初契約では計上されないのでしょうか。また金抜き設計書に追加になった場合は、業務参考規模も変更になるのでしょうか。</p>	<p>「附帯工設計 擁壁工設計 詳細設計 逆T式擁壁」の電算機使用料の項目を金抜設計書に追加します。</p> <p>後日、訂正公告いたします。</p> <p>なお、業務参考規模の変更はございません。</p>
3	<p>「磐越自動車道 尾野本橋他1橋基本詳細設計」「磐越自動車道 長谷川橋他1橋基本詳細設計」の特記仕様書の下部工、基礎工、仮設構造物設計についてですが、備考等に特に記載がありませんので、詳細設計で計上と考えてよろしいのでしょうか。あるいは、計画設計完了後又は基本設計完了後の詳細設計でしょうか。</p>	<p>「詳細設計」で計上してください。</p>